

# いじめ防止等のための基本的な方針

村櫛小学校

## 1 はじめに

本校の経営の柱の一つとして「ファミリー村櫛」がある。そのためには、「**学校は、安全で楽しく学びあえる場所である**」ということは大前提である。このことは、私たち学校職員はもちろん、子供たち、保護者、地域住民で共通理解をしていることであり、しなくてはいけないことでもある。しかし、この誰もが望んでいる「安心」「安定」を揺るがす問題が存在することも現実である。その大きな要因の一つが「いじめ」である。「いじめによって自らの命を断つこと」「いじめによって学校にいけない」「いじめによって楽しいはずの学校が楽しくない」「いじめは、どの子にも起こりうる」「いじめは、大人の見えにくいところで起こっている」「いじめは、分かりにくい」これらのことを、一時も忘れることなく、今以上に、子供たちの変化やいじめを疑わせるような言動を見落とさないために、一人一人の子供にわれわれ大人の目も耳も心も向けて、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解決を実行していく覚悟が必要である。

「いじめ防止対策推進法」が平成25年9月に施行されたことを受け、村櫛小学校としての「いじめ防止基本方針」を示すこととした。これまでも、いじめ防止には全力を挙げて行ってきたが、今までのこれらの取り組みを具体的に示し、体系的、そして計画的に実施できるように改めてまとめた。この基本方針に沿って取り組むことで、子供たちを取り巻く大人（職員、保護者や地域住民の方々）が、「いじめは許さない」という意識を強め、地域全体で子供たちを守っていくこととしていきたい。そして、一人として欠けることのない、みんなの「ファミリー村櫛」であり続けたい。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

### (1) いじめの定義

本校では、「いじめ」を次のようにとらえることとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法 第2条）

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめを受けた子供の立場に立つことが必要である。また、いじめには多様な表れがあることに留意して、いじめに該当するかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子や周辺の状況等を客観的に確認することも必要である。

\*一般的ないじめの表れとして、以下のようなものが考える。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視される
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりをされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等、インターネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

### (2) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な

危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の秩序がなかったり閉鎖的だったりする問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

### (3) 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子供にも、どこにでも起こりうることを踏まえ、全ての子供を対象とした対応が求められる。

いじめが起きたとき、被害者が傷ついているだけでなく、加害者も、周囲にいる人々も傷ついている。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その解消は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが重要である。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められる。

そのため、社会全体で健やかでたくましい子供を育成し、心の通い合う温かな人間関係を築き、いじめに向かわない子供を育てていくことが必要である。学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組んでいく。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応していく。学校や家庭、地域等が連携し、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早く解消に向けて取り組んでいく。

## 3 いじめ防止等のための対策

### (1) 組織の設置について

いじめ防止等の中核となる組織として、いじめ対策委員会を設置し、以下のことについて行う。

- ① 基本方針に基づくいじめ防止・早期発見・早期対応に関する取組の企画や実施
- ② ①の効果や成果の検証
- ③ いじめ防止等に関する広報や研修
- ④ 基本方針の見直しや改善

いじめ対策委員会の構成および実施		
構成員	委員長	校長
	副委員長	教頭
	委員	○いじめ対策コーディネーター、教務主任、生徒指導主任 養護教諭
	特別委員	スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）
会議について	・特別委員をのぞいた会議を2か月に1回程度開催する。 ・特別委員を入れた会議は、各学期1回開催する。 ・いじめ事案発生時には、関係する担任も入れ、臨時いじめ対策委員会を開催する。	

### (2) 未然防止の取組

いじめを未然に防止するためには、学校の教育活動全体を通じ、すべての子供に「いじめは決して許されない」ことを認識させ、「いじめ根絶」の雰囲気を形成する必要がある。そのためには、規範意識をもち、お互いの人格を尊重し合いながら生活する子供を育成すること、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをめざしていくことが重要である。

そして、保護者・地域と学校が、いじめ等の取り組みに対して共通理解し子供と様々な教育活動の中で関わり合っていくことで、「いじめ」等の人間関係上の問題を未然に察知していくことができるようにしていきたい。

- ① 自他のよさに気づき、相手の立場に立って考えたり行動したりする子の育成
  - ア 縦割り活動や清掃を通して、互いに思いやったり、それぞれの学年の役割をきちんと果たしたりする。
  - イ 交流学習の推進（村楡幼稚園、舘山寺保育園、庄内学園、オイスカ高校、地域交流など）
  - ウ あいさつ運動の推進  
（生活のめあて、企画委員会によるあいさつ運動、庄内学園によるあいさつ運動）
  - エ 道徳教育の充実・「心にしみる」道徳の授業の実践  
道徳の授業や行事、生活を振り返り、自他の成長を確認する。
  - オ 帰りの会で良いこと見付けをし、自他の良さを確認し合う。
  - カ 命の大切さを実感させる授業
  - キ 心を豊かにする図書館教育の充実
  - ク 「はままつマナー」の活用
  - ケ ネット利用は、ルールやマナーを守る。  
（場所、時間、個人情報の書き込みや他人を誹謗中傷しないなど）

- ② 教職員の資質の向上  
校内研修で、いじめに関する事例検討等の研修を行う。
- ③ 保護者・地域と学校が一体となった活動の充実  
地域を活動の場にしたり、地域の素材や人材を有効に活用したりする。また、学校行事などへの参加、協力を呼び掛けるとともに、地域行事へ積極的に関わっていく。さらに、学校での諸活動の情報を家庭や地域社会へ積極的に発信する。

### （3）早期発見の取組

- ① 日常生活の観察
  - ア 教職員が、休み時間や昼休み、放課後の子供の様子を注意深く見守りいじめのサインを見逃さないようにするとともに、教職員間で情報を共有する。
  - イ 日記などを活用し、子供の日常生活の様子を把握する。
- ② 生徒指導委員会での情報交換  
各学年の様子を報告する中で、いじめに関する情報交換を行い、早期発見に努める。
- ③ 生活アンケートの実施  
学期に1回「おしえてねアンケート」を実施して、いじめ等の人間関係上のトラブルや問題行動の早期発見に努める。
- ④ 教育相談体制の整備・工夫  
日常生活や生活アンケートにより、いじめやいじめの兆候などが心配される子供がいた場合には、直ちに、教職員と子供が教育相談を行う。また、職員全員が共通理解して、子供の対応にあたる。
- ⑤ 家庭、地域等との連携  
家庭学習カードや連絡帳などを活用して、保護者と連絡を取りやすい体制を整える。
- ⑥ 電話相談窓口の周知  
児童生徒がいじめを一人で抱え込むことを防ぐために、各種電話相談窓口があることを知らせる。

### （4）早期対応の取組

いじめに関する発見通報を受けた場合には、「いじめ対策委員会」で組織的に対応し、早急に事実関係を把握する。そして、いじめとして対応すべき事案か判断する。被害にあっている子供を守り通すとともに、加害の子供に対して毅然とした態度で指導を行う。その際、謝罪や責任追及といった形式的な問題を重視することなく、被害・加害双方の子供の社会性の向上や人格の成長等を主眼に置いて指導を行う。

いじめの事実が確認された場合、「いじめ対策委員会」で対応方針を検討し、決定するとともに、いじめの事実を市教委へ報告する。

# いじめに関する対応

発見・発覚・訴え

臨時いじめ対策委員会

※対応策の検討・決定

事実確認・一次指導

事情や背景を受け止めながらも、「いじめ」や「いじめに見える行為」はダメと毅然として指導する。

「やった」「やらない」等、水掛け論になった事実も確認しきれない事実として確定する。

事実の確定

臨時いじめ対策委員会

※対応方針の検討・決定

事実の共有・二次指導

事情にもとづく反省、今後の約束事項  
保護者の理解と協力

経過観察・背景改善

- ①いじめを受けた子に対して  
定期的な声掛け、定期相談を計画、生活記録に注目、何でもないときの家庭連絡、SCや養護教諭との連携、友人関係の調整、気になる事柄を訴え出られるような支援、等
- ②いじめた子に対して  
行動改善の示唆と支援、いじめをする背景のアセスメント、友人関係の調整、陰湿な行動に変化しないよう観察、定期面談や行動改善に向けた特別な活動の計画、等
- ③いじめを見て楽しんでいた子に対して  
いじめを許さない雰囲気作り、よりよい集団づくりのための役割分担、等

臨時いじめ対策委員会

一定の解消

解消

**【組織的な対応】**  
いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まずに、直ちに「いじめ対策委員会」に報告する。  
「いじめ対策委員会」では最も効果の高い組織的な対応を検討する。

**【立場に応じた事実確認】**  
①いじめを受けている子  
②いじめている子  
③いじめを見て楽しんでいる子  
④いじめを傍観している子  
※ 立場の違う者どうしを同席させての事実確認は行わない。

**【事情を聞く時のポイント】**  
①いじめを受けている子  
心情を受け止め、励まし勇気付ける。訴え出る勇気が再発を防ぐ。  
②いじめている子  
相手の立場に立った考え方をさせる中で事実確認を行う。  
③いじめを見て楽しんでいる子+④いじめを傍観している子  
当事者意識を持たせる。当事者外からの客観的な事実をつかむ。

**【確認すべき内容】**～ 具体的事実の確認と心情面の理解～  
いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことを、どのくらいの頻度で  
どんなつもりで、どのように受け止めているか、今後どうするか、等

**【保護者と協働体制で】**  
いじめの発見や訴えがあった直後から当事者の子供の保護者にはきちんとした情報提供をする。事実確認の経過や関係する子供の心情を伝えるとともに学校としての指導の見通しを伝えること。

**【市教委連絡・他機関連携】**  
いじめ行為に触法性がある場合や、いじめの背景に虐待等の福祉要因が認められる場合は、当初から関係機関との連携を視野に入れた指導の流れを考える。  
場合によっては、この段階で、校長（いじめ対策委員長）は、市教委にいじめの事実を報告する。

**【市教委への報告・連絡・相談】**  
校長（いじめ対策委員長）は、市教委へいじめの事実を報告する。

**【二次指導のポイント】**  
・最大の課題は、再発防止  
・いじめた子とその保護者が、いじめの事実を認めること。  
・いじめた子側のケアもし、うわさが広がらないようにすること。  
・いじめを受けた子とその保護者が、事後の生活に勇気が持てること。  
・周囲の子供たちが、いじめを許さない心持ちになること。

**【いじめの表れが消失】**  
表れとしてのいじめが消失し、本人が不安なく学校生活が送れる状況

**【いじめられた子の本人らしさが表出】**  
いじめられた子が、自然に自分らしく活動できるようになった状況

**<解決が難しい場合>**（加害者が特定できない場合）  
・被害にあった子の気持ちを最優先に考える。  
・場合によっては保護者会を開催し、事案・学校の対応・今後のことを説明する。  
・PTAと連絡を密にして、間に入ってもらう。  
・憶測で判断しないことを確認する。

#### 4 重大事態への対処

(1) 重大事態のケースは、次の場合をいう。

- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
  - ア 子供が自殺を企図した場合
  - イ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
  - エ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめが原因で子供が相当の期間（年間30日程度）学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で子供が一定期間連続して欠席しているとき。
- ③ 子供や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき。

(2) 調査の主旨及び調査主体

重大事態が発生した場合には、学校は、個々のケースを十分に把握した上で、直ちに教育委員会へ報告し、指導・助言を求め、組織的に対応していく。また、状況に応じて警察署などへも通報し、対応などを相談する。

報告を受けた教育委員会は、重大事態を市長へ報告する。なお、報告を受けた教育委員会は、その事案を調査する主体を決定し、調査組織を設ける。

教育委員会は、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施し、客観的な事実関係を明らかにする。教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(3) 調査を行うための組織

学校又は教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には、学校に設置されているいじめ対策委員会を招集し、連携を図る。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、だれが関わり、そのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

① いじめを受けた子供からの聴き取りが可能な場合の調査

いじめを受けた子供からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた子供から十分に聞き取るとともに、在籍している子供や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことが考えられる。この際、いじめを受けた子供を守ることを最優先とした調査を実施する。これらの調査に当たっては、「いじめについて理解を深める いじめ対応の手引き」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会の指導・支援を受け、関係機関と適

切に連携して対応していく。

② いじめを受けた子供からの聴き取りが不可能な場合の調査

子供の入院や死亡等、いじめを受けた子供からの聴き取りが不可能な場合は、学校及び教育委員会は、当該子供の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査について協議した上で着手していく。調査方法としては、在籍している子供や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

(5) 調査結果の提供及び報告

① いじめに関わった子供及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実について、いじめに関わった子供やその保護者に対して説明する。

これらの情報提供に当たっては、学校又は教育委員会は、子供のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会へ報告し、教育委員会は市長へ報告する。